

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日が休日であるときは、翌日)

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
指定団体の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

規則

目次

◆規則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十七年六月十一日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第三十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十七年二月鳥取県条例第七号)中別表第一の第一種県営住宅の表の改正規定のうち河北第一団地、東浜第八団地、東浜第九団地、河北第二団地及び富益団地に関する部分の施行期日は、昭和五十七年六月十一日とする。

建築基準法による道路の位置の指定(二件)

◆選管告示
政治団体の設立の届出

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年六月十一日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第三十二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

「河北」を「河

北第一

に、

「東浜第七

三二、八〇〇円

八〇〇円	を
東浜第七	三二、八〇〇円
東浜第八	三三、八〇〇円
東浜第九	三四、四〇〇円
河北第二	二八、四〇〇円
河北第三	三三、九〇〇円
富益	三四、三〇〇円
住宅に所在する 二階に所在する	二八、三〇〇円

に改め

東浜第八	昭和五十七年六月十一日から昭和五十一年三月三十一日まで	三一、五〇〇円
東浜第九	昭和五十七年六月十一日から昭和五十一年三月三十一日まで	三一、九〇〇円
河北第二	昭和五十七年六月十一日から昭和五十一年三月三十一日まで	三一、五〇〇円
富益	昭和五十七年六月十一日から昭和五十一年三月三十一日まで	三一、八〇〇円

3 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和五十六年五月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中

「河北」を「河

北

河北第一

に改める。

告

示

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次の表の上欄に掲げる県営住宅の家賃については、同表の中欄に掲げる期間は、改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

鳥取県告示第五百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
尾崎外科医院	鳥取市湖山町白浜三六八三	昭和五十七年六月一日

鳥取県告示第五百九十二号

昭和五十七年三月二十六日付けで米子市四ヶ村堰土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（日原地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年六月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び米子市中町二〇米子市四ヶ村堰土地改良区事務所

四 異議の申出

鳥取県告示第五百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条町土地改良区の変更を昭和五十七年六月八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

基づき、米子市四ヶ村堰土地改良区の定款の変更を昭和五十七年六月八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月三十一日付けで気高郡気高町大字下坂本五八一番地木下博嘉ほか十九人の者から申請のあつた県當で行う土地改良（瑞穂地区ほ場整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十七年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百九十四号

昭和五十七年四月二十七日付で溝口町から申請のあつた土地改良（富江（大内大谷）地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月十一日

昭和五十七年六月十一日

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年六月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつ

たので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

森林レクリエーション事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
長江地区農業用用排水事業	昭和五十七年二月二十八日	羽合土地改良区
長江地区農道整備事業	"	"

鳥取県告示第五百九十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定に基づき、区画漁業権を次のとおり免許したので告示する。

昭和五十七年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百九十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡河原町大字北村字御滝山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
- 三 解除の理由

- 1 免許番号
海区第一号
- 2 漁業権者の住所及び名称
境港市上道町二二三一―三先 口浜漁業協同組合
境港市岬町四五一―一先 弓北漁業協同組合
- 3 免許の内容
昭和五十七年四月三十日付鳥取県告示第四百六十五号の2のとおり。
- 4 制限又は条件
昭和五十七年四月三十日付鳥取県告示第四百六十五号の3のとおり。
- 5 存続期間
昭和五十七年六月十日から昭和五十八年八月三十日まで

昭和57年6月11日 金曜日

鳥取県公報

鳥取県告示第五百九十八号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）第一百八条の二第三項に規定する同意を求めることについて発起人になろうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届 出 者 の 住 所 及 び 氏 名	加 入 区	漁業の区分	漁業者調査の縦覧
東伯郡泊村大字泊 七八六 (泊村漁業協同組合の区域)	泊加入区	しいらつけ漁業	
東伯郡泊村大字泊 一五三五 浜 田 全 広	泊村漁業 協同組合	泊村漁業	
松 田 昌 知			

道路の種類及び路線名並びに区域	(幅員) (メートル)	(延長) (メートル)
境港市道 境港市外江渡二号線 境港市外江町一八四〇地先から同市渡町二八四 ○一三地先までの区域	六・〇	六一六・〇

鳥取県告示第六百号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十七年六月十一日次とのとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十七年六月十一日

鳥取県告示第五百九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号に

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

規定する道路を昭和五十七年六月十一日指定したので、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十七年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

7 昭和57年6月11日 金曜日

鳥取県公報

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長(メートル)
倉吉市上井町二丁目一三一九 有限会社 尾崎開発 代表取締役 尾崎 貞子	倉吉市福庭字中井田四七 三一の一部及び四七三 一一〇	幅員 六・〇 延長 二一・〇
倉吉市伊木二五四一一〇 ダイエイ工業有限公司 代表取締役 田中 進	鳥取県土木部建築課 道路の位置の指定場所 鳥取市滝山字穴谷五四二 一、五四三一一及び五四三 一二の各一部 字比 丘尼谷四三一一、四三 一一〇、四三二、四三 二一、四三二一一、四 倉吉市上井町二丁目 谷口充後援会	道路の幅員及び延長(メートル) 幅員 六・〇～六二・〇 延長 七九〇・〇

鳥取県告示第六百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十七年六月十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十七年六月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第二項の規定により告示する。

昭和五十七年六月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
近藤愛明後援会	前用正雄	米山昌幸	倉吉市上井町二丁目 一三三	
	出垣千孝	小田一穂	日野郡日南町新屋 一四七六	
"			政治団体のその他	

三一六、四三三一七、
三四四第一、五四七一、
五四七一二、五四七一三、
五四七一六、五四七一七、
五四七一八、五四七一九、
五四七一三五及び五四八
〇の各一部並びに字小西谷
〇の一部並びに字小西谷
〇四三〇一一、四三〇一
五、四三〇一六及び四二
九内第一次の各一部

松本節夫後援会

松本千秋 市川長一 境渡市渡町二〇五七

島田安夫

衆議院議員

島田安夫鳥取

倉吉市山根五四

前田正二

鳥取県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基いて、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年六月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

政治団体の名称	異動事項	新	田
自由民主党名和町支部	所の所在事務	西伯郡名和町西坪四八一	西伯郡名和町西来屋一〇七〇
井上万吉男後援会	代表者の氏名	福原淳	上田哲雄
寺垣恒男後援会	"	岸本達雄	尾崎隼人
国際勝共連合鳥取県本部	主たる事務所の所在地	鳥取市吉方温泉三丁目七五二一	鳥取市富安二丁目一三一

鳥取県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第十二条第一項の規定に基いて、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十七年六月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

◎期間 昭和56年1月1日～12月31日
政治団体の名称 鳥取西村政経懇話会

(2) 支出の内訳
経常経費

人件費

550,000円
53,200円

光熱水費

95,046円
95,046円

備品・消耗品費

123,624円
123,624円

事務所費

821,870円
821,870円

小計

404,736円
404,736円

政治活動費

1,226,606円
1,226,606円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 1,272,000円

(2) 支出総額 1,226,606円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳
個人の負担する党費(106人) 1,272,000円(2) 支出の内訳
又は会費 1,226,606円

(3) 合計 1,226,606円

(4) 小計 404,736円

(5) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(6) 又は会費 1,226,606円

(7) 合計 404,736円

(8) 小計 1,226,606円

(9) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(10) 又は会費 1,226,606円

(11) 合計 404,736円

(12) 小計 1,226,606円

(13) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(14) 又は会費 1,226,606円

(15) 合計 404,736円

(16) 小計 1,226,606円

(17) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(18) 又は会費 1,226,606円

(19) 合計 404,736円

(20) 小計 1,226,606円

(21) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(22) 又は会費 1,226,606円

(23) 合計 404,736円

(24) 小計 1,226,606円

(25) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(26) 又は会費 1,226,606円

(27) 合計 404,736円

(28) 小計 1,226,606円

(29) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(30) 又は会費 1,226,606円

(31) 合計 404,736円

(32) 小計 1,226,606円

(33) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(34) 又は会費 1,226,606円

(35) 合計 404,736円

(36) 小計 1,226,606円

(37) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(38) 又は会費 1,226,606円

(39) 合計 404,736円

(40) 小計 1,226,606円

(41) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(42) 又は会費 1,226,606円

(43) 合計 404,736円

(44) 小計 1,226,606円

(45) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(46) 又は会費 1,226,606円

(47) 合計 404,736円

(48) 小計 1,226,606円

(49) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(50) 又は会費 1,226,606円

(51) 合計 404,736円

(52) 小計 1,226,606円

(53) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(54) 又は会費 1,226,606円

(55) 合計 404,736円

(56) 小計 1,226,606円

(57) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(58) 又は会費 1,226,606円

(59) 合計 404,736円

(60) 小計 1,226,606円

(61) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(62) 又は会費 1,226,606円

(63) 合計 404,736円

(64) 小計 1,226,606円

(65) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(66) 又は会費 1,226,606円

(67) 合計 404,736円

(68) 小計 1,226,606円

(69) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(70) 又は会費 1,226,606円

(71) 合計 404,736円

(72) 小計 1,226,606円

(73) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(74) 又は会費 1,226,606円

(75) 合計 404,736円

(76) 小計 1,226,606円

(77) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(78) 又は会費 1,226,606円

(79) 合計 404,736円

(80) 小計 1,226,606円

(81) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(82) 又は会費 1,226,606円

(83) 合計 404,736円

(84) 小計 1,226,606円

(85) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(86) 又は会費 1,226,606円

(87) 合計 404,736円

(88) 小計 1,226,606円

(89) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(90) 又は会費 1,226,606円

(91) 合計 404,736円

(92) 小計 1,226,606円

(93) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(94) 又は会費 1,226,606円

(95) 合計 404,736円

(96) 小計 1,226,606円

(97) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(98) 又は会費 1,226,606円

(99) 合計 404,736円

(100) 小計 1,226,606円

(101) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(102) 又は会費 1,226,606円

(103) 合計 404,736円

(104) 小計 1,226,606円

(105) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(106) 又は会費 1,226,606円

(107) 合計 404,736円

(108) 小計 1,226,606円

(109) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(110) 又は会費 1,226,606円

(111) 合計 404,736円

(112) 小計 1,226,606円

(113) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(114) 又は会費 1,226,606円

(115) 合計 404,736円

(116) 小計 1,226,606円

(117) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(118) 又は会費 1,226,606円

(119) 合計 404,736円

(120) 小計 1,226,606円

(121) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(122) 又は会費 1,226,606円

(123) 合計 404,736円

(124) 小計 1,226,606円

(125) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(126) 又は会費 1,226,606円

(127) 合計 404,736円

(128) 小計 1,226,606円

(129) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(130) 又は会費 1,226,606円

(131) 合計 404,736円

(132) 小計 1,226,606円

(133) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(134) 又は会費 1,226,606円

(135) 合計 404,736円

(136) 小計 1,226,606円

(137) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(138) 又は会費 1,226,606円

(139) 合計 404,736円

(140) 小計 1,226,606円

(141) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(142) 又は会費 1,226,606円

(143) 合計 404,736円

(144) 小計 1,226,606円

(145) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(146) 又は会費 1,226,606円

(147) 合計 404,736円

(148) 小計 1,226,606円

(149) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(150) 又は会費 1,226,606円

(151) 合計 404,736円

(152) 小計 1,226,606円

(153) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(154) 又は会費 1,226,606円

(155) 合計 404,736円

(156) 小計 1,226,606円

(157) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(158) 又は会費 1,226,606円

(159) 合計 404,736円

(160) 小計 1,226,606円

(161) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(162) 又は会費 1,226,606円

(163) 合計 404,736円

(164) 小計 1,226,606円

(165) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(166) 又は会費 1,226,606円

(167) 合計 404,736円

(168) 小計 1,226,606円

(169) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(170) 又は会費 1,226,606円

(171) 合計 404,736円

(172) 小計 1,226,606円

(173) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(174) 又は会費 1,226,606円

(175) 合計 404,736円

(176) 小計 1,226,606円

(177) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(178) 又は会費 1,226,606円

(179) 合計 404,736円

(180) 小計 1,226,606円

(181) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(182) 又は会費 1,226,606円

(183) 合計 404,736円

(184) 小計 1,226,606円

(185) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(186) 又は会費 1,226,606円

(187) 合計 404,736円

(188) 小計 1,226,606円

(189) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(190) 又は会費 1,226,606円

(191) 合計 404,736円

(192) 小計 1,226,606円

(193) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(194) 又は会費 1,226,606円

(195) 合計 404,736円

(196) 小計 1,226,606円

(197) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(198) 又は会費 1,226,606円

(199) 合計 404,736円

(200) 小計 1,226,606円

(201) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(202) 又は会費 1,226,606円

(203) 合計 404,736円

(204) 小計 1,226,606円

(205) 個人負担する党費(106人) 1,272,000円

(206) 又は会費 1,226,606円

(207) 合計 404,736円